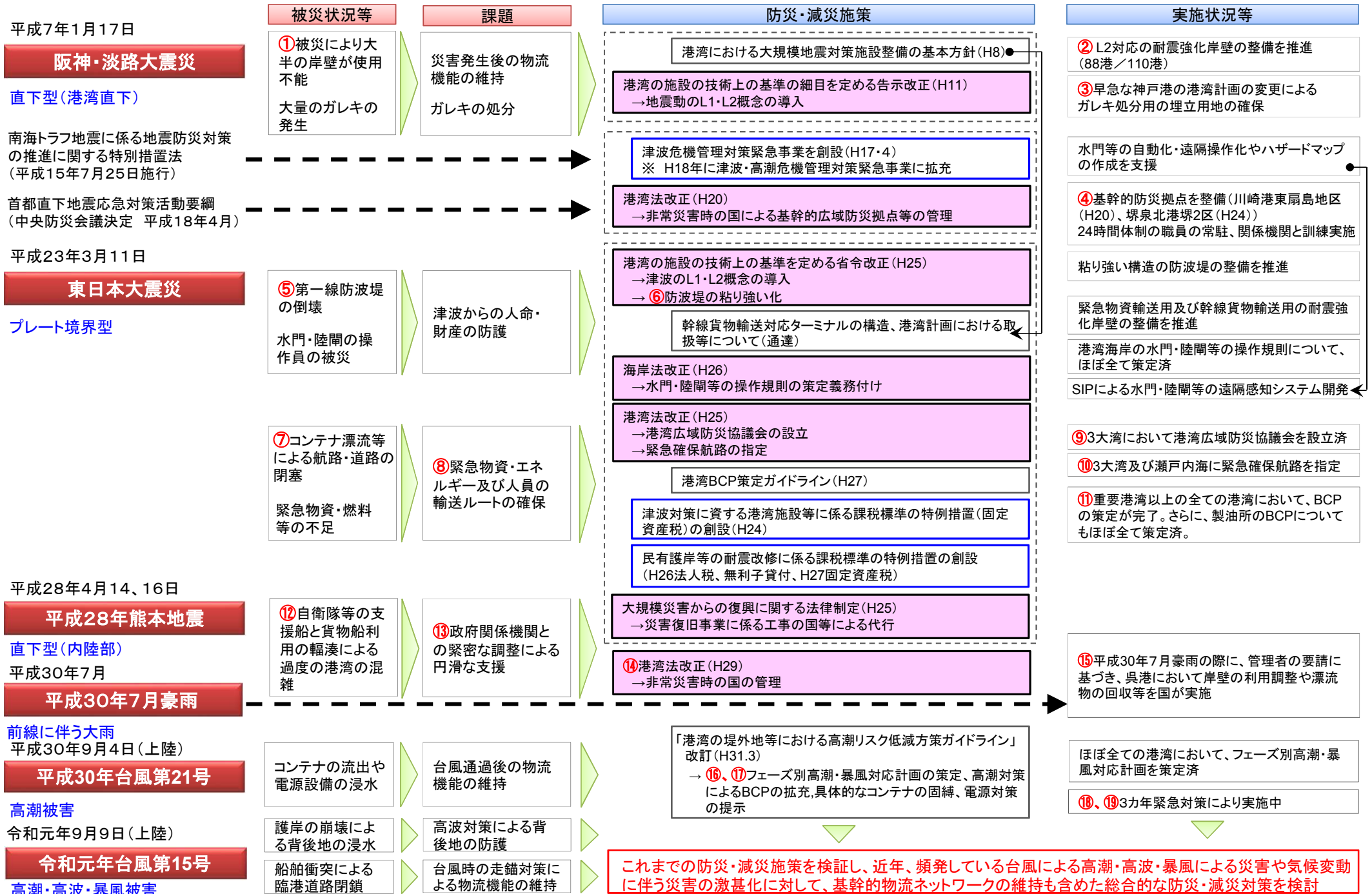


港湾における防災・減災施策の変遷

令和元年11月19日
交通政策審議会
港湾分科会防災部会
資料2



※日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震について：平成16年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定されており、現在は、内閣府日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会において津波・地震動の推計等の検討が行われている。

東日本大震災・熊本地震の教訓を踏まえるとともに、切迫する大規模災害や台風に備えるため、「港湾及びその背後地を守る」、「災害時も海上輸送ネットワークを維持する」という観点から、ハード、ソフト両面の施策を推進する。

港湾・背後地を守る

- 東日本大震災では多くの防波堤や防潮堤が被災。水門・陸間等の操作に従事していた方が多数犠牲に。
- 港湾の堤外地には多くの物流機能等が立地し、発生頻度の高い津波や高潮等であっても浸水するなど災害に対して脆弱。



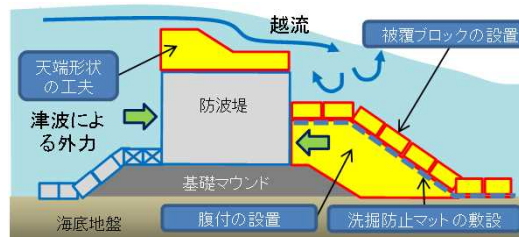
釜石港の湾口防波堤被災状況



港湾の立地条件(清水港の例)

防波堤、防潮堤における「粘り強い構造」の導入

- 大規模津波に対しても倒壊しにくい、「粘り強い構造」の防波堤及び防潮堤を導入。



港湾の特殊性を考慮した津波防災対策

- 避難計画の策定を推進。津波等からの避難施設等の整備を交付金等により支援。
- 民間企業の津波防災対策(防潮堤の高上げ等)を、固定資産税の特例措置により支援。

水門・陸間等を安全かつ確実な運用体制の構築

- 安全性、確実性確保のための操作規則の策定。
- 統廃合・常時閉鎖と自動化・遠隔操作化を促進。
- 新技術の適用促進に向けた取組等の実施。
- ライフサイクルコスト低減、防護機能確保等のための長寿命化計画の策定(維持管理マニュアルを改定)



浮上式フラップゲートの事例(徳島県撫養港)



遠隔操作化の事例(宮城県)

港湾における高潮対策

- 港湾の堤外地には物流・産業機能が集中していることから、これらを高潮による被害から守るため、港湾管理者や港湾で活動する企業等の関係者が連携した高潮対策に取り組む。

海上輸送ネットワークを維持する

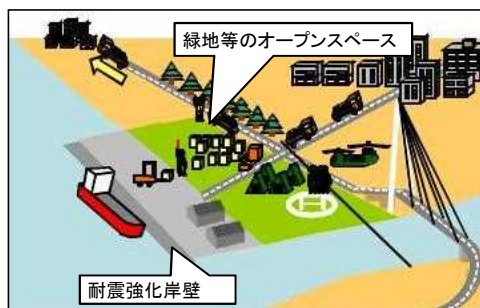
- 東日本大震災では、岸壁の被災、漂流物等の船舶の航行阻害により、緊急物資や燃料の輸送等に支障。
- 今後、切迫する南海トラフ巨大地震や津波、巨大化する台風による高潮等に備え、災害に強い物流ネットワークの構築が必要。



航路啓開の状況(仙台塩釜港)

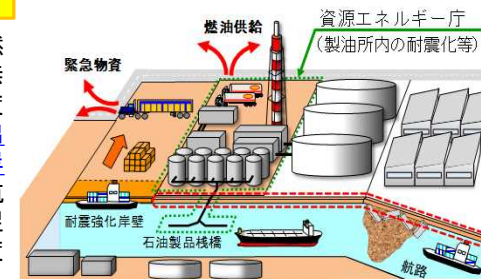
耐震強化岸壁を核とする港湾の防災拠点の形成

- 基幹的広域防災拠点を整備(川崎港東扇島地区、堺泉北港堺2区)。
- 大規模地震直後に各地域への緊急物資輸送を可能にするため、耐震強化岸壁を整備。
- 緊急物資輸送訓練等を関係機関と協働で実施。



民有護岸等の耐震改修の促進

- 非常災害時において、緊急物資や燃料等の輸送・供給を確保するため、無利子貸付や税制特例といった支援制度により耐震強化岸壁や石油製品入出荷棧橋等に至る航路沿いの民有護岸等の改良を促進。(特に、緊急確保航路に接続する港湾において重点的に促進するため、平成30年度より支援制度を拡充)



港湾BCP等による災害対応力の強化

- 災害発生時に港湾の重要機能を最低限維持するため、港湾の事業継続計画(港湾BCP)を策定。
- 非常災害が発生した場合に、船舶の交通を緊急に確保するため、三大湾及び瀬戸内海において緊急確保航路を指定するとともに航路啓開計画を検討。
- 熊本地震の教訓を踏まえ、非常災害時において、港湾管理者からの要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を行うことができることとする制度を平成29年7月に創設。